

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月3日

香川県監査委員 平木 享
 同 水本 勝規
 同 鍋嶋 明人
 同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入調定について 行政財産等の使用許可について、収入調定が遅れたため、所定の期間内に収入できていなかった。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 交付金の精算について 市町交付金（概算払）の精算について、収支命令者の確認行為ができていなかった。（統計調査課）</p> <p>ウ 借入品出納保管簿等について 公用車のリースバックに伴う借入品出納保管簿への登記ができていなかった。また、重要物品の登記に誤りがあった。（小豆総合事務所）</p> <p>エ 機器の賃借について 契約書の仕様書で機器の保守サービスが定められているが、定期点検の作業報告書が提出されていなかった。（情報政策課）</p>	<p>ア 収入調定について 今後、年度当初からの行政財産等目的外使用許可については、4月中の徴収を定めた「行政財産の使用許可に関する基準」中の10の(2)に留意して、時機を失することのないよう収入調定を行う。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 交付金の精算について 収支命令者の確認行為の処理をした。（統計調査課）</p> <p>ウ 借入品出納保管簿等について 当該物品関係について、登載漏れのあった「借入品出納保管簿」「重要物品票」「共用責任者の指定（指定解除簿）の補完整備を行った。（小豆総合事務所）</p> <p>エ 機器の賃借について 書面による報告書を提出させるよう徹底する。（情報政策課）</p>
検討指示事項	<p>未利用地について 未利用地については、平成17年度から検討指示しているところであるが、未だに顕著な成果が見出せない状況にあり、本県の厳しい財政事情に鑑み、その処分を推進することは喫緊の課題</p>	<p>未利用地について 県有未利用地と土地開発公社長期保有地については、新たな財政再建方策（平成19年11月）、行財政改革推進のための基本指針（平成20年3月）に沿って、今後の利用可能性等を検討した上で、利用</p>

である。

については、県土地開発公社等の所有しているものを含め、その活用の検討を行うとともに、利用計画が見込めないものは、年次計画を立て、今後の地価動向などを見極めながら、適正価格による処分についてスピード感をもって推進し、県財政の財源確保に資するよう努められたい。（政策課）

見込みのないものについては、準備が整ったものから順次、一般競争入札や公募等により、適正価格による売却を積極的に進めており、今後、計画の策定を検討するなど、適正かつ計画的な処理に努める。（政策課）